

日本自動車部品工業会における 自主行動計画フォローアップ調査

令和8年2月4日

一般社団法人 日本自動車部品工業会

1. 取引適正化の取組み
2. フォローアップ調査結果概要
3. フォローアップ調査結果と分析
4. 取引適正化に向けた今後の取組み

1.取引適正化の取組み

1) 今年度の活動内容

活動内容	活動項目	活動内容 (2026年1月時点)
自工会や経産省等との連携活動	自工会・経産省との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>自工会・経産省との月例意見交換会</u>を開催し、改善策の共同協議を継続。 ・<u>自工会・部工会正副会長懇談会に加え、両会で複層的に協議を行う枠組みを創設。</u>実務に即した打ち合わせは2週間に1回の頻度で開催。(4月～) ・<u>取適法施行に沿って、自工会と連携し、自主行動計画/徹底プランを改定。(12月)</u> ・<u>自工会・経産省と両会の会員向けに取適法セミナーを共催。(11月)</u>
	自動車業界における適正取引の推進説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・OEMや部工会会員企業、地方経産局等と連携して開催。(4月大阪、8月東京、12月大宮) ・SC全体への浸透を図る為、政府、企業、業界団体の取組みを、ティア2以下の企業も含め、広く紹介・周知。
	外部団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省、素形材8団体トップとの会合である<u>素形材団体との懇談会</u>(自工会事務局も参加)を実施し、当会の活動を紹介・説明すると共に、生声や要望を聞き込み、更なる連携強化策を協議。(7月) ・<u>自動車総連・JAMとの意見交換</u>を通じ、双方の取組や認識を共有。(8月、26年2月)
発注者として襟を正す活動	サプライチェーン全体で活用できる価格転嫁業務手引書・Q&Aの作成・公開	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の価格転嫁ツール、価格転嫁事例集に加えて、会員企業の生声に基づく、<u>実務に即した価格転嫁業務の手引書・Q&Aを作成。</u> ・分かり易く、利用しやすい内容として、価格協議・価格転嫁に資する受発注双方の業務プロセスのポイントを記載。<u>サプライチェーン全体への広く、深い浸透を目指す為、会員外にも公開。</u>
	パートナーシップ構築宣言の社数拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・各会議体での説明と依頼、パ宣言企業名のHPでの公開。 <u>2022年9月 87社(約2割) → 2026年1月 251社(約6割) に拡大</u>

2.フォローアップ調査結果概要

1) 基礎情報

- ・ 調査期間：2025年11月4日～12月5日
- ・ 調査企業：日本自動車部品工業会・正会員425社

調査企業数	425
回答企業数	243
回答率	57%

企業規模別回答率	
大企業	71%
中堅企業	70%
中小企業	45%

中小：資本金3億円以下、従業員300人以下
中堅：資本金3億円超かつ
従業員300人超～1,000人以下
大：上記以外

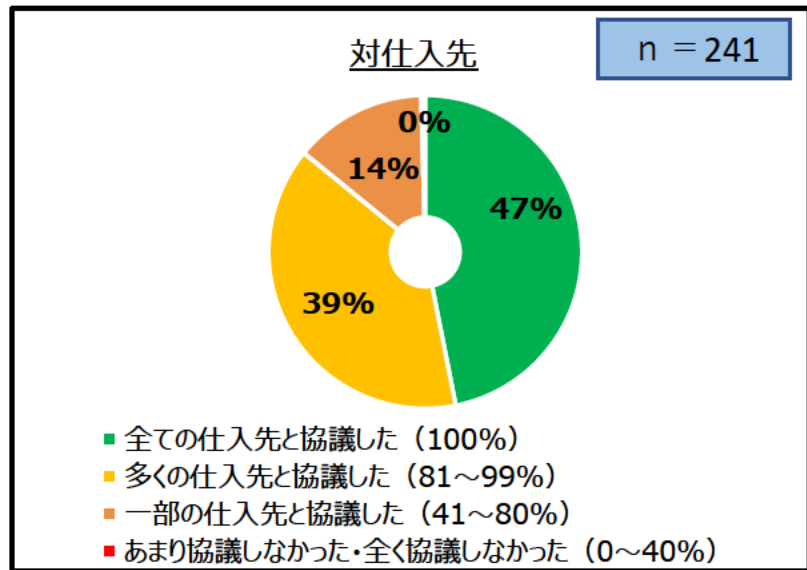
2.フォローアップ調査結果概要

項目	まとめ
価格決定方法 (協議・転嫁)	<p>【価格協議状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約9割弱の企業が、「全て・多くの仕入先」に対して、協議の実施を行っている。 ・協議の申し入れは、3割以上企業が発注側からの申し入れで協議しているため、能動的な呼び掛けが必要。 ・政府の『労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針』等が発行され、労務費の転嫁のための価格交渉がされやすい環境が整ってきている。 ・相対的に実施率の低い「定期的な協議の場の設置」、「定期的なコミュニケーション」、「双方の記録保管」への対応も、昨年よりも改善されてきている。 <p>【価格転嫁状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各項目において、「全て反映」と「概ね反映」を含めると9割近くの企業が仕入先への反映が出来ている
減額要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの企業は、減額要請はしておらず、減額要請している企業もわずかではあるが存在しているものの、仕入先とは十分協議を行っているとの認識。
支払い条件	<ul style="list-style-type: none"> ・全額現金支払いは68%で昨年調査（56%）より向上がみられるが、いまだに3割を超える企業で、全額現金化されていない。 ・支払い手段として「電子債権」と「一括決済方式（ファクタリング）」がほとんどを占めている。 ・遵法上問題である支払いサイト60日超が、1割強ある。
型取引の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・適正化全項目で実施率は昨年より改善傾向。特に書面化・型代金早期支払いは浸透が進み、未実施は一桁台。 ・保管費用・廃棄費用の負担は、相対的に「実施しなかった」「一部の企業に実施した」の割合が多い。 ・自社金型（貸与）が約6割、仕入先資産型が約3割と、自社所有比率が高い構造である。 ・「3年以上」の保管が約8割以上であり、その内、「15年以上」も約2割となっている。
知的財産への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権等を含む取引で全て適正に実施している企業が62%であり、多くの企業に実施した企業も合わせると82%となり、概ね適正な対応をしていると考えられるが、改善の余地はあると考えられる。
働き方改革への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・仕入先に対して、概ね適切な対応を実施している。

3. フォローアップ調査結果と分析

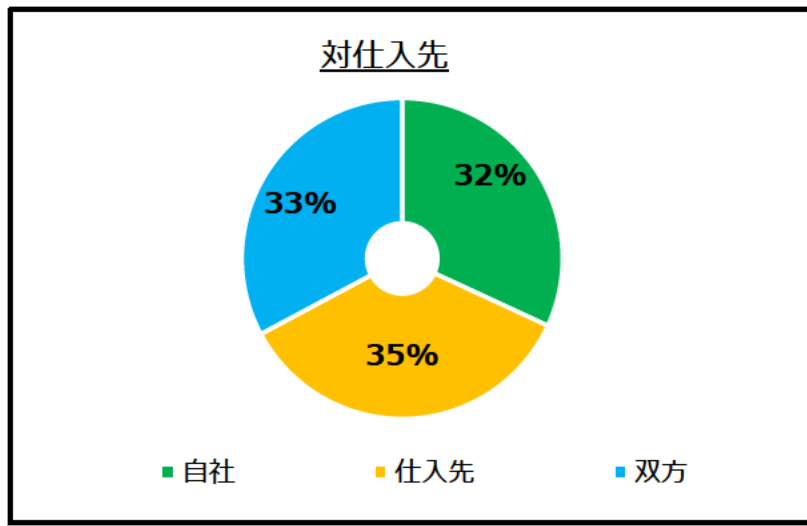
II. 価格決定方法

発注側4：2025年度適用単価の決定時の協議実施状況



対象： BtoB 取引の有る中小企業仕入先との取引

発注側5：協議の申し入れは発注側か仕入先どちらか？



対象： BtoB 取引の有る中小企業仕入先との取引

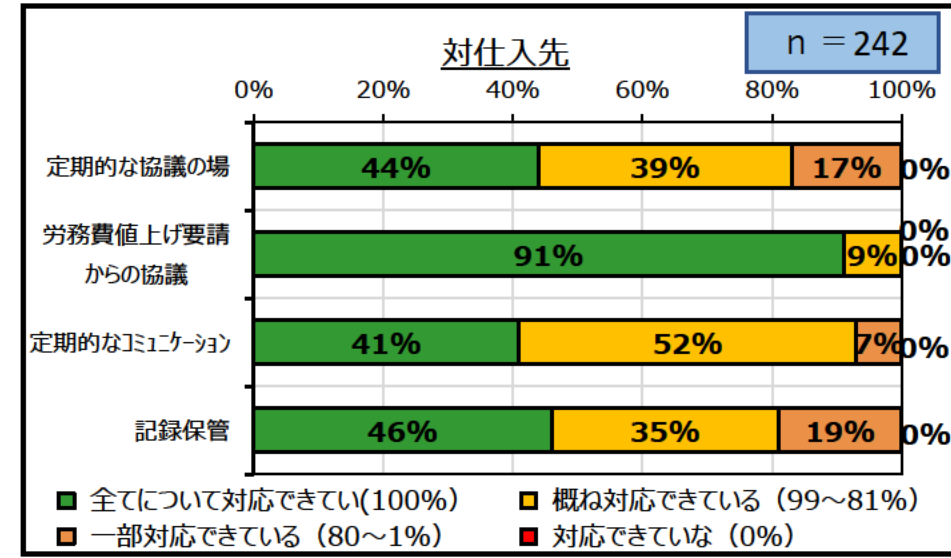
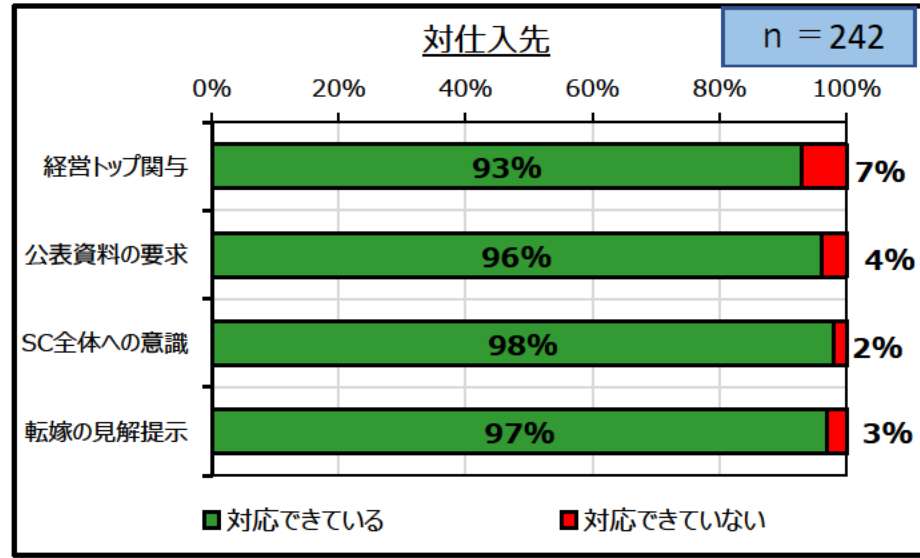
■現状認識
・約9割弱の企業が、「全て・多くの仕入先」に対して、協議の実施を行っている。
・協議の申し入れは、3割以上企業が発注側からの申し入れで協議しているので、能動的な呼び掛けが必要。

■今後の取り組み
・価格転嫁業務手引書・Q&Aの活用や、適正取引推進説明会などで、発注側からの協議の更なる呼びかけを行っていく。

3.フォローアップ調査結果と分析

II. 価格決定方法

発注側6：直近1年間の仕入先との取引について「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に記載される各項目の遵守状況【各項目単一回答】



対象：BtoB取引のある中小企業仕入先との取引

■ 現状認識

- ・政府の『労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針』等が発行され、労務費の転嫁のための価格交渉がされやすい環境が整ってきている。
- ・相対的に実施率の低い「定期的な協議の場の設置」、「定期的なコミュニケーション」、「双方の記録保管」への対応も、昨年よりも改善されてきている。

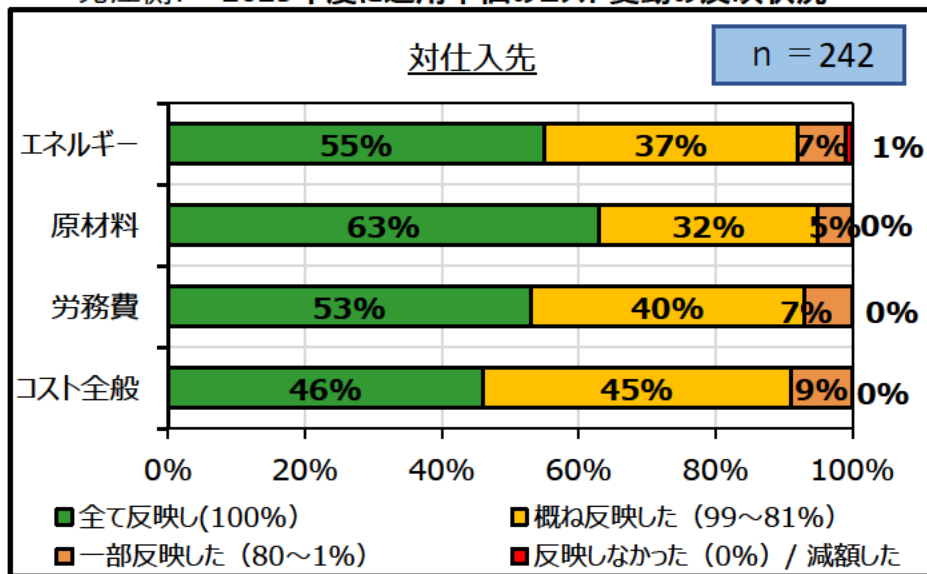
■ 今後の取り組み

- ・当会の作成した価格転嫁業務手引書の活用や、適正取引推進説明会等で、発注側からの協議の更なる呼びかけを行っていく。

3. フォローアップ調査結果と分析

II. 価格決定方法 【価格転嫁】

発注側7：2025年度に適用単価のコスト変動の反映状況



対象：取引金額が最も大きい中小企業仕入先との取引

■ 現状認識

- 各項目において、「全て反映」と「概ね反映」を含めると9割近くの企業が仕入先への反映が出来ている。

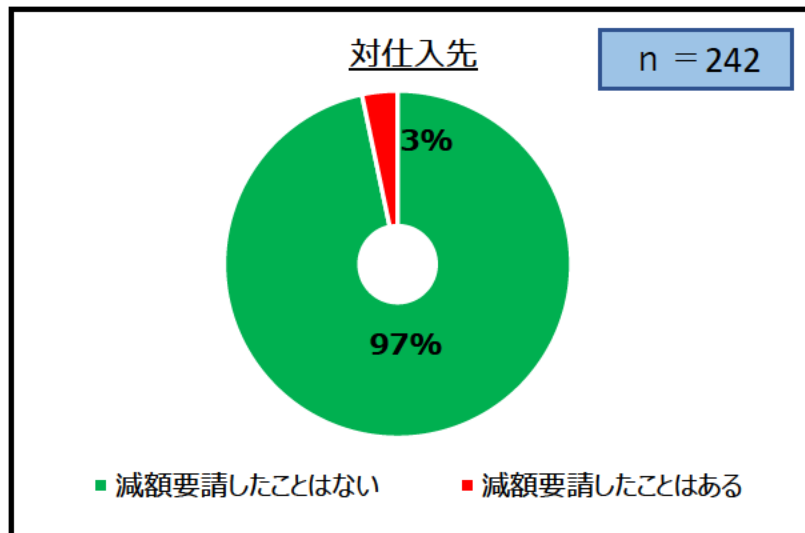
■ 今後の取り組み

- 政府、自工会等と歩調を合わせ、価格転嫁をサプライチェーン全体に浸透させる取組みを強化していく。
- 当会で作成し、ホームページに掲載している労務費の価格転嫁ツールや価格転嫁事例集の更なる活用に向けた周知・浸透活動を図り、実務的により有益で適切な対策を適宜講じていく。

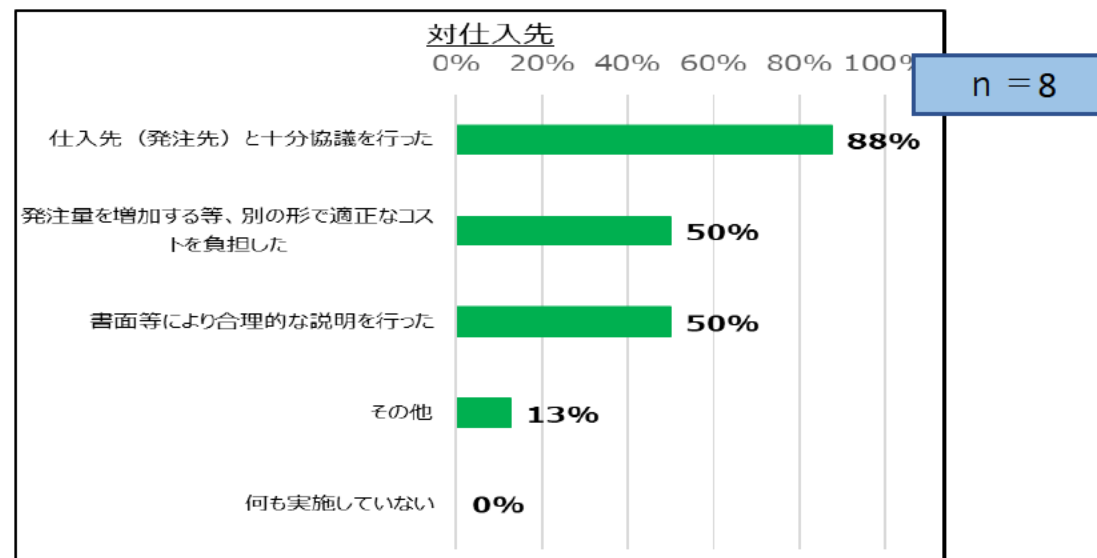
3. フォローアップ調査結果と分析

III. 減額要請（歩引きやリベート等）

発注側8：仕入先に対する支払い代金の割り戻しの実施状況



発注側9：仕入先に対してどのような減額要請をしたか【複数回答可】
※発注側8で「減額要請をしたことはある」の企業が回答



■ 現状認識

- ・ほとんどの企業は、減額要請はしておらず、減額要請している企業もわずかではあるが存在しているものの、仕入先とは十分協議を行っているとの認識。

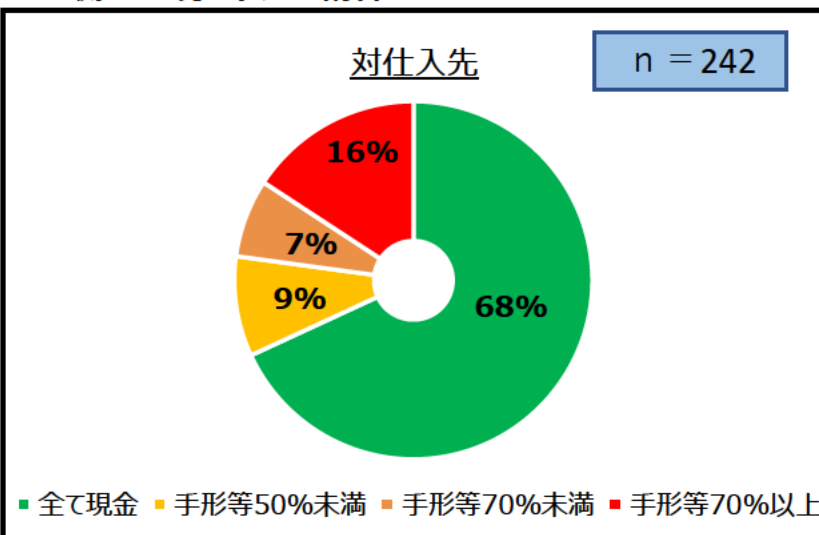
■ 今後の取り組み

- ・仕入先に対して、減額要請をしないことを、引き続き、注意喚起をしていく。

3.フォローアップ調査結果と分析

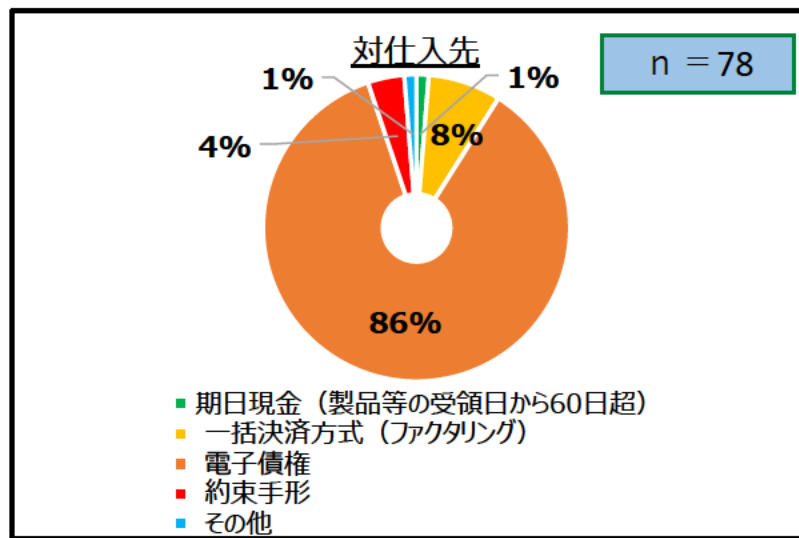
IV. 支払い条件

発注側10：現金払いの割合



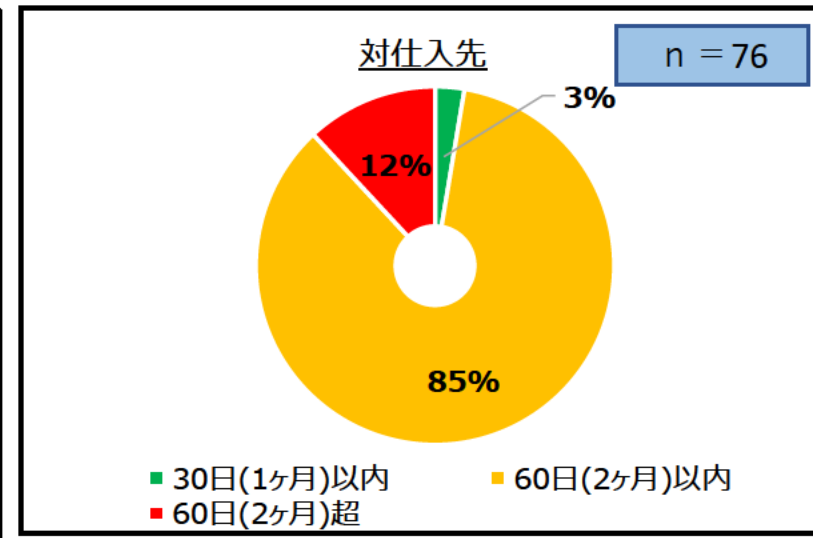
対象：取引金額が最も大きい中小企業仕入先との取引

発注側11：現金払い以外の支払い手段の割合



対象：BtoB取引の有る中小企業仕入先との取引

発注側12：取引代金を手形等で支払っている場合の手形等のサイト



対象：BtoB取引の有る中小企業仕入先との取引

■ 現状認識

- ・全額現金支払いは68%で昨年調査（56%）より向上がみられるが、いまだに3割を超える企業で、全額現金化されていない。
- ・支払い手段として「電子債権」と「一括決済方式（ファクタリング）」がほとんどを占めている。
- ・遵法上問題である支払いサイト60日超が、1割強ある。

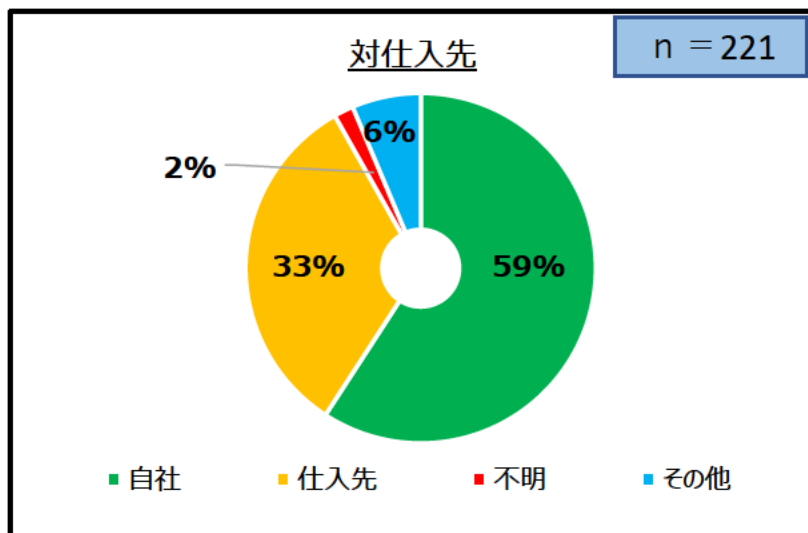
■ 今後の取り組み

- ・全額現金支払いをしていない会員企業に対して、新たに施行される取引法の対象となる取引において、「手形等の廃止」に関する法令違反の旨、当調査に回答していない企業に対しても、改訂「自動車産業適正取引ガイドライン」と、それらを織り込んで改訂した「自主行動計画」、「徹底プラン」に沿った行動を働きかける。
- ・取適法の通り、2026年1月1日以降の取引の代金の支払い方法は、電子記録債権等も、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止となる製造委託等代金の支払遅延の違反となることを、会員企業へ徹底するように説明会等で周知、徹底する。

3.フォローアップ調査結果と分析

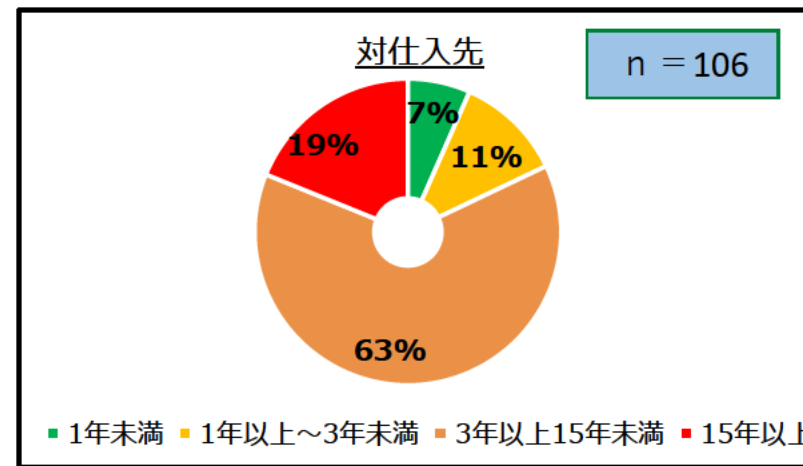
VII.型取引の適正化

発注側26：型の所有権は



対象：取引金額が最も大きい中小企業仕入先との取引

発注側27：量産終了後の型の保管期間



対象：BtoB取引の有る中小企業仕入先との取引

■ 現状認識

- ・自社金型（貸与）が約6割、仕入先資産型が約3割と、自社所有比率が高い構造である。
- ・「3年以上」の保管が約8割以上であり、その内、「15年以上」も約2割となっている。

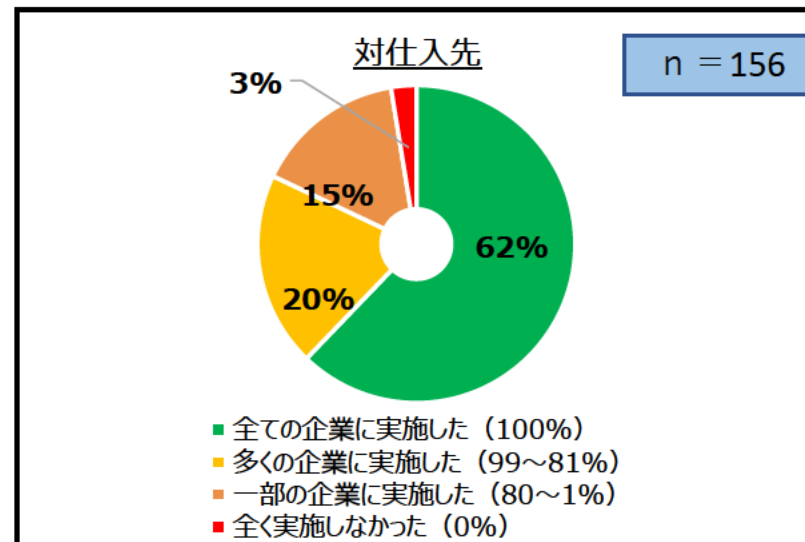
■ 今後の取り組み

- ・サプライチェーン全体で金型廃棄を促進する為に、政府・自工会と連携し、15年ルール(量産終了後15年で廃棄を前提に協議すること)の実施等を促進していく。

3.フォローアップ調査結果と分析

V. 知的財産等への対応

発注側17：仕入先の知的財産権等を含む取引における適正な取引の実施状況



対象： BtoB 取引の有る中小仕入先との取引

※選択肢「あまり実施しなかった」は、少数なので「一部の企業に実施した」に纏めた

■ 現状認識

・知的財産権等を含む取引で全て適正に実施している企業が62%であり、多くの企業に実施した企業も合わせると82%となり、概ね適正な対応をしていると考えられるが、改善の余地はあると考えられる。

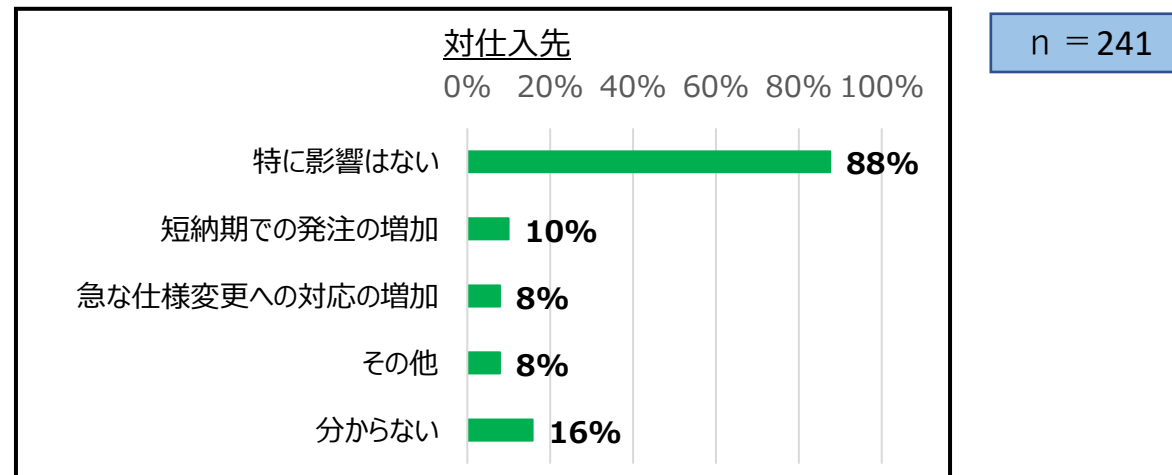
■ 今後の取り組み

・会員企業には、知財を含む取引の適正な対応を徹底する為、自主行動計画に記載されている知的財産の取り扱いの実施を更に進めるように、会員企業向けにセミナー等で、更なる呼びかけ、周知を行う。

3. フォローアップ調査結果と分析

VI. 働き方改革への対応

発注側21：自社の働き方改革の結果、仕入先に対して及ぼした影響する可能性【複数回答可】



対象： BtoB 取引の有る中小企業仕入先との取引

※選択肢の一部をまとめて表示

■ 現状認識

・仕入先に対して、概ね適切な対応を実施している。

■ 今後の取り組み

・会員企業に対して、自主行動計画に記載の通り、仕入先の働き方改革や労働時間短縮の妨げとなり、不利益となるような取引や要請は行わない事を徹底し、やむをえず、仕入先に増加コストが発生する場合には負担することなどをセミナー等で周知する。

4. 取引適正化に向けた今後の取組み

【考え方】

- ・部工会は自動車産業サプライチェーンの「結節点」であることを強く認識し、関係省庁、自工会、素形材団体等と連携し、取引適正化の更なる推進を図る。

【取組み】

- ・取引適正化をサプライチェーン深くへ浸透させる為に、関係省庁、自工会、素形材団体等との連携を強化し、より多くの会員企業が取引適正化に取り組んで頂ける様な情報を引き続き提供し、実効性のあるアクションに繋げる。
- ・「型等の無償保管」「一括生産に伴う部品等の受領拒否・無償保管」「量産品を前提とした単価で補給品を発注」等を撲滅する為、取適法遵守の取組みを一層強化すると共に、価格転嫁についても、各種ツールや手引きの改善等、継続的に支援していく。